

# 医療措置協定に関する解説（訪問看護事業所用）

（令和6年4月1日時点）

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課

※本解説は、国が作成している「感染症法に基づく『医療措置協定』締結等のガイドライン」（令和5年5月26日（初版））を参考に作成している。

## 目次

前文、第1条（目的）、第2条（医療措置実施の要請） .....	3
第3条（医療措置の内容） .....	5
第4条（個人防護具の備蓄） .....	7
第5条（措置に要する費用の負担） .....	8
第6条（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等） .....	9
第7条（協定の有効期間及び変更） .....	10
第8条（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置） .....	11
第9条（協定の実施状況等の報告） .....	12
第10条（平時における準備） .....	13
第11条（損害補償） .....	14
第12条（疑義等の解決） .....	15

## 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る 医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

本書は、「新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書」の解説書であり、同協定書の条文解釈及び運用を示すものである。

大阪府知事（以下「甲」という。）と〇（管理者）（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表（以下「発生等の公表」という。）が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

### （医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該感染症の性状や地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

なお、次条に定める医療措置の要請に当たっては、乙が医療措置を講ずるために必要な診療体制が整備できることを前提とする。

### （解説）

#### <前文>

- 〇 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、病床、外来医療、医療人材及び感染症対策物資の確保の強化等に向け、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）が改正された。

感染症法に基づき、大阪府（以下「府」という。）知事は、医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における新型インフルエンザ等感染症等の病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は感染症医療担当従事者等の派遣に係る医療措置協定を締結する。

また、府知事は、公的医療機関等に対し、医療措置協定において講ずることとした措置の一部又は全部を医療提供義務として通知し、これら医療機関は、府知事からの通知に基づく医療措置を講じなければならない。

(府知事が、当該協定を上回る内容を通知することは、原則、想定していない。)

- 府は、新型インフルエンザ等感染症等への対応と合わせ、通常医療の確保に向け、広く地域の医療機関の機能や役割を確認し、医療提供の分担・確保を図るため、各医療関係団体等と協働し、医療措置協定の締結を進める。

#### <第1条>

- 医療措置協定の措置の対象となる感染症は、新型インフルエンザ等感染症等を対象とするが、まずは、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭に置く。
- 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが、締結した協定の前提・内容（事前の想定）と大きく異なる事態の場合は、国がその判断を行い、機動的に対応する。なお、国は、当該知見について、随時更新の上、情報提供する。国により当該判断が行われた場合は、府は協定の内容の機動的な変更又は状況に応じた柔軟な対応を行う。

#### <第2条>

- 新型インフルエンザ等感染症等の発生時において、府知事は、医療措置協定締結医療機関に対し、医療提供体制及び物資の確保について、その時点の状況を確認した上で、対応の必要を判断の上、協定に基づき医療提供を要請する。  
その際、府は、発生等の公表が行われる前の段階から、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合、速やかに医療機関に情報提供するものとし、医療機関は、これらの情報も踏まえ、府知事からの要請に備えて、必要な準備を行う。  
(第6条第1項及び第2項)
- また、府知事は、医療措置協定締結医療機関に対し、第三条に定める医療措置を要請するに当たって必要な診療体制を整備できる状況であることを前提として要請を行う。

必要な診療体制の例：

医療従事者の確保等医療提供体制及び個人防護具等の物資の確保ができていること。

- 府知事が医療措置協定締結医療機関に対し、医療提供の要請を行うに当たっては、医療関係団体をはじめ、感染症に関する専門家等の意見を踏まえ、行う。

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。  
※黄色箇所合意した内容を記載(表中は記入例)

対応開始時期(目途)	流行初期期間 (発生等の公表後3か月程度)	流行初期期間経過後 (発生等の公表後6か月程度以内)		
自宅療養者への医療提供	自宅療養者への訪問看護の可否	可能	自宅療養者への訪問看護の可否	可能
	上記のうち、事業所の利用者以外への対応可否	可能	上記のうち、事業所の利用者以外への対応可否	可能
	健康観察の対応可否	可能	健康観察の対応可否	可能
宿泊療養者への医療提供	宿泊療養者への訪問看護の可否	不可	宿泊療養者への訪問看護の可否	不可
	健康観察の対応可否	不可	健康観察の対応可否	不可
高齢者施設等への医療提供	高齢者施設等への訪問看護の可否	可能	高齢者施設等への訪問看護の可否	可能
	健康観察の対応可否	可能	健康観察の対応可否	可能
障がい者施設等への医療提供	障がい者施設等への訪問看護の可否	可能	障がい者施設等への訪問看護の可否	可能
	健康観察の対応可否	可能	健康観察の対応可否	可能

(解説)

- 関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考に、感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等)を適切に実施し、訪問看護を行う。また、患者の容体の変化等の場合に迅速に医療につなげるためにも、あわせてできる限り健康観察の協力を行う。
- 訪問看護は、主治医の指示書のもと看護を実施することをいう。  
訪問看護を実施することを前提としているため、健康観察のみを実施する場合、協定締結の対象外となる。  
なお、健康観察については、府(保健所等)から依頼された患者に対して体温その他の健康状態について報告を求める業務(感染症法第44条の3第5項(同法第44条の9第1項の規定に基づく政令で定めるところにより準用される場合を含む)又は同法第50条の2第4項の規定に基づき、行政からの委託により実施)をさすものとする。
- 府が開設・運営する宿泊施設については、平時より、民間宿泊業者等との間で「宿泊施設確保措置協定」を締結し、確保することとしているが、設置場所等については、新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時に府と民間宿泊業者等が協議の上、決定する。  
府知事は、当該宿泊療養者への医療提供について、新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時に、医療措置協定締結医療機関と、医療提供の詳細(医療提供に当たっての執務要請の条件等)について協議を行う。  
なお、府は、府が開設・運営する宿泊施設での医療の提供に当たり、医療従事者が安心して業務を遂行できるよう施設内の安全体制の確保に努め、そのために必要な備品等の確保及び管理を行う。

<数値の考え方（書き方）>

- 医療機関の規模や体制等を考慮の上、流行初期期間、流行初期期間経過後の各段階での対応について記載すること。

なお、流行初期から対応する医療機関においては、その対応方法を含めた知見を生かし、流行初期期間経過後も引き続き対応をしていただくことが望ましい。

- 健康観察の対応について記載すること。

- 自宅療養者への訪問看護については、事業所の利用者以外への対応可否についても明記すること。

- 高齢者施設等又は障がい者施設等は以下のとおりとする。

高齢者施設等

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設も含む）、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をさす。

障がい者施設等

障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助をさす。

(個人防護具の備蓄)

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

※黄色箇所都合意した内容を記載(表中は記入例)

サージカルマスク	2.00	か月	300	枚		
N95マスク	0.50	か月	50	枚		
アイソレーションガウン	0.00	か月	0	枚		
フェイスシールド	0.00	か月	0	枚		
非滅菌手袋	2.00	か月	300	枚	150	双

(解説)

1 備蓄量について

- 協定における個人防護具の備蓄は任意事項であるが、協定で定めることが推奨される。協定締結医療機関が個人防護具の備蓄の実施について協定で定める場合、備蓄量は医療機関の「使用量2か月分以上」とすることを推奨する。
- 「使用量2か月分」以外でも、例えば「使用量1か月分」や「使用量3週間分」、「使用量3か月分」など、医療機関が設定する備蓄量を記載して協定を締結することができる。

2 備蓄方法について

- 備蓄物資を順次取り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、回転型での備蓄を推奨する。  
なお、回転型での運営のために、施設内に保管施設を確保することが望ましいが、施設外の保管施設を利用するなどにより「使用量2か月分」などの備蓄を確保するのもよい。

実際の有事において、「使用量2か月分」の想定以上に需要が急増し、一方で供給が確保されず物資が不足する事態が生じた場合には、国の備蓄等に対応することを想定している。国の備蓄等の対応は、協定で「使用量2か月分」を定めた医療機関のほか、協定で「使用量1か月分」等を定めた医療機関や協定で備蓄を定めていない医療機関も含めて想定する。

3 対象となる物資(品目)について

- サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋の5物資とし、上記5物資全部の「使用量2か月分以上」の備蓄を推奨する。
  - ※ N95 マスクについては、DS2 マスクでの代替も可能とする。
  - ※ アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれる。
  - ※ フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能とする。この場合において、ゴーグルは再利用が可能であり、有事におけるその医療機関での1日当たり使用量を備蓄することを推奨する。必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの「使用量2か月分」を確保しているのと同等として取り扱う。

(措置に要する費用の負担)

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、大阪府の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(解説)

<第1項>

- 詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定める。

<第2項>

- 個人防護具の備蓄に係る費用は、医療機関において負担する。  
なお、新型インフルエンザ等感染症等の発生・まん延時に、その感染症の性状等を踏まえて、国において必要な支援を検討する。



(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

#### (解説)

- 国は、新型インフルエンザ等感染症等の発生後、発生等の公表前においても、都道府県と医療機関との間の調整や準備に資するよう、先行して対応する感染症指定医療機関の実際の対応に基づいた対応方法も含め、国内外の最新の知見について、随時、都道府県及び医療機関等に周知を行うこととしており、それも踏まえ、府は協定締結医療機関に情報提供を行う。
- そうした情報等を踏まえ、協定締結医療機関においては、新型インフルエンザ等感染症等の発生後、府知事による要請前から、必要な準備を行う。
- また、新型インフルエンザ等感染症等の性状や、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況、感染症対策物資等の確保状況などが、事前の想定とは大きく異なる事態の場合、国がその判断を行い、機動的に対応する。なお、国は、当該知見について、随時更新の上、情報提供する。国により当該判断が行われた場合は、府は協定の内容の機動的な変更又は状況に応じた柔軟な対応を行う。
- 第3条の医療措置を講じるに際し、府は、感染症患者、医療従事者及びこれらの者の家族等に対する偏見や差別等により人権を損なわれないよう、感染症法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、当該感染症に関する広報その他の啓発活動等に取り組む。

(協定の有効期間及び変更)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

3 第3条に定める医療措置の内容その他この協定を履行し難い状況が生じた場合、乙は、甲に対し、本協定の解約を申し出ることができる。

4 前項の申し出があったときは、甲乙が解約について協議の上、本協定を解約する。

(解説)

- 協定は双方の合意に基づくものであり、医療機関側の事情変更等があれば、随時、協定の内容を見直す協議を行う。
  
- 協定の変更等のタイミングとしては、事情等があれば随時変更が可能であるが、例えば、予防計画や医療計画等の見直しのほか、第9条に定める年に1度の実施状況報告の際等が考えられる。
  
- 協定に沿った対応が困難であるやむを得ない事情が生じた際には、医療機関は府に対し、協定の解約を申し出ることができ、双方が解約について協議の上、協定は解約される。  
また、感染症法に基づく第二種協定指定医療機関の指定については、協定に基づき行われるものであることから、協定の解約に伴い、府は速やかにその指定を取り消す。

ただし、公的医療機関等については、協定締結の協議の結果を踏まえ、協定に基づき講ずることとした措置の一部又は全部を、感染症法第36条の2に基づく医療提供義務として、府知事より通知されることを想定している。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法第36条の4第1項乃至第4項に基づく措置を行うことができるものとする。

(解説)

- 感染症法第36条の4第1項乃至第4項は、具体的に以下のとおりである。
  - ① 公的医療機関等の管理者が正当な理由がなく措置を講じていないと認めるとき、当該措置をとるべきことを指示
  - ② 公的医療機関等を除く医療機関が、正当な理由がなく、措置を講じていないと認めるとき、当該措置をとるべきことを勧告
  - ③ 医療機関の管理者が、正当な理由がなく、②の勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、当該管理者に対し必要な指示
  - ④ ①又は③の指示をした場合において、これらの指示を受けた管理者が正当な理由がなくこれに従わなかったときは、その旨を公表
  
- 府が感染症法等に基づく措置（指示や勧告等）を行うか否かは、締結した協定の措置を講じないことによる患者の生命・健康等への影響や、協定の措置に代えて実施し得る他の手段の有無といったことを総合的に考慮して判断されるべきものである。
  
- 府において、勧告・指示・公表の是非を判断するに当たっては、医療機関等から意見を聞いた上で、当該医療機関等の事情も考慮し、慎重に行うこととし、例えば、大阪府医療審議会等の関係者の会議体により、事前に（緊急時でやむを得ない場合は事後に）、勧告・指示・公表について当該会議体から意見を聴取するなど、手続きの透明性を確保する。
  
- 「正当な理由」については、感染状況や医療機関の実情に即した個別具体の判断が必要であるが、例えば、
  - (1) 医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
  - (2) ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりにより必要となる人員が異なる場合
  - (3) 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合等、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと都道府県が判断する場合があり、当該判断を行う場合、医療機関等の事情を十分に考慮し、正当な理由があると府が判断する場合には、指示や勧告等を行うことはない。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、乙は、電磁的方法（G-M I S）により報告を行うよう努める。

(解説)

- 感染症法に基づき、第二種協定指定医療機関は、電磁的方法（G-M I S）により報告を行うよう努める。

協定に基づく措置の実施の状況等に係る具体的な報告方法等については、国から今後示される方針等を踏まえ、別途お知らせする。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 1 乙において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 2 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 3 措置を講ずるに当たっての乙における対応の流れを点検すること。

(解説)

- 「研修」や「訓練」を医療機関が実施するにあたっては、それぞれの医療機関で実施するか、国や国立感染症研究所、都道府県、他の医療機関等が実施するものに医療従事者等を参加させることとなる。
- 研修や訓練の内容については、PPEの着脱や、その他院内感染対策等を想定している。
- また、点検の内容は、例えば病床の確保に係る協定を締結した場合において、新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時に新型インフルエンザ等感染症等患者の入院を受け入れる病床を確保するため、都道府県からの要請後、どのようにシフトを調整するか等の対応の流れを点検すること等を想定している。
- 府は、平時からの準備として、府ホームページ等を活用した感染対策等に関する資材の提供や、医療関係団体等と連携した医療機関に対する研修等の実施により、医療従事者等の感染対策に係る知識の習得を支援するほか、国の財政措置を踏まえ、通常医療と感染症医療を両立するために必要な支援を行うことを検討する。

(損害補償)

第11条 乙が、甲からの要請に基づき、第3条に定める医療措置を講じ、当該措置に係る業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態が生じた場合は、損害補償について、国の財政措置等を勘案し、甲乙が協議のうえ、適切に対応する。

(解説)

- 協定締結医療機関が、府知事からの要請により協定に基づいた医療措置を講じた際、当該業務により感染症に罹患する等し、負傷等した場合の補償については、国は労災保険給付の対象となること以外の具体的な補助について現時点で想定しておらず、今後検討するとされている。  
府においては、新型インフルエンザ等感染症等の発生及びまん延時における国の方針等を踏まえ、府と医療機関が協議のうえで、適切に対応する。

(疑義等の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。